

審査した議案

3月定例議会が開催され、平成24年度一般会計予算等の議案が審議されました。本会議並びに連合審査会、各常任委員会にて審査された主な審査の内容と採択の結果を報告します。

動議

■議案第1号 平成24年度香美市一般会計予算に対する修正動議

※本会議

●賛成5名、反対16名により否決。

議案

■1号 平成24年度香美市一般会計予算

※連合審査会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ146億2200万円と定める。

■2号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計予算

※産業建設常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9909万1千円と定める。

■3号 平成24年度香美市公共下水道事業特

別会計予算

※産業建設常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億9455万6千円と定める。

■4号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

※産業建設常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億945万2千円と定める。

■5号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

※産業建設常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2822万2千円と定める。

■6号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

※教育厚生常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ

40億2489万4千円と定める。

■7号 平成24年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

※教育厚生常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億98万4千円と定める。

■8号 平成24年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算

※教育厚生常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1766万1千円と定める。

■9号 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

※教育厚生常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4530万3千円と定める。

■10号 平成24年度香美市水道事業会計予算

※産業建設常任委員会

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1496万6千円と定める。

■11号 平成24年度香美市工業用水道事業会計予算

※産業建設常任委員会



公共下水道北部分区工事

収益的収入及び支出の予定額を、収入及び支出それぞれ15551万5千円と定める。

にそれぞれ2350万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ5億1537万9千円と定める。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3500万円を減額し、歳入歳出それぞれ42億2609万6千円と定める。

■12号 平成23年度香美市一般会計補正予算(第4号)
※本会議
歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3374万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ162億7549万9千円と定める。

■15号 平成23年度香美市特定環境保全公下水道事業特別会計補正予算(第1号)
※産業建設常任委員会
歳入歳出予算の総額にそれぞれ1231万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億9887万9千円と定める。

■18号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
※教育厚生常任委員会
歳入歳出予算の総額にそれぞれ234万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億487万7千円と定める。

■13号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
※産業建設常任委員会
歳入歳出予算の総額にそれぞれ3003万5千円を減額し、歳入歳出それぞれ5億5378万6千円と定める。

■16号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
※産業建設常任委員会
歳入歳出予算の総額にそれぞれ2563万9千円を減額し、歳入歳出それぞれ3618万4千円と定める。

■19号 平成23年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
※産業建設常任委員会
公共下水道事業に伴う水道管移設補償費の減に伴い補正を行うもの。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3585万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減積立金及び建設改良

■14号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
※産業建設常任委員会
歳入歳出予算の総額

■17号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
※教育厚生常任委員会

■20号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
※総務常任委員会
積立金で補てんする。

■21号 香美市特別職の職員で非常勤のもの

■22号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
※総務常任委員会
給与の適正化を図るため、特殊勤務手当のうち、徴収手当と福祉事務手当を廃止し、管理職手当との併給をしないための条例改正を行うもの。

■23号 香美市税条例

■24号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
※総務常任委員会
法律の公布により、条例の一部を改正するもの。

■25号 香美市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
※教育厚生常任委員会
法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

■26号 香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
※教育厚生常任委員会
法律の公布により、



蘭水影山配水池整備工事

積立金で補てんする。

人事院勧告等を考慮し、学校医等の報酬額を、香美郡医師会・香美市・香南市との話し合いにより決定した額に変更するもの。

法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※総務常任委員会
法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※教育厚生常任委員会
法律の公布により、

法律の公布により、

条例の一部を改正するもの。

年3月31日をもって廃止するための条例改正である。

■27号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※教育厚生常任委員会

法律の公布により、香美市介護保険条例の一部を改正するもの。

※教育厚生常任委員会

法律の公布により、香美市介護保険条例の一部を改正するもの。

■28号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

※教育厚生常任委員会

今後体育施設の管理を指定管理者が行えるようにするため、関係する条例を改正するもの。

■29号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※教育厚生常任委員会

平成5年4月1日より休止している香美市立逆川保育園を平成24

年3月31日をもって廃止するための条例改正である。

■32号 香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※産業建設常任委員会

法律の公布により、条例の一部を改正するもの。

■33号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

※産業建設常任委員会

下水道事業に関する条例の罰則規定の過料金額の統一を図るため、条例の一部を改正するもの。

■34号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

※総務常任委員会

法律の公布により、条例の一部を改正するもの。

※総務常任委員会

政令の公布により、条例の一部を改正するもの。

■35号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

※総務常任委員会

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の申請に係る審査手数料を定める。

■36号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

※総務常任委員会

政令の公布により、条例の一部を改正するもの。「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が危険物に追加されたことにより、新たに指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う場所となるものの技術上の基準等について、経過措

置を講ずるため、条例の一部を改正する。

■37号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の制定について

※総務常任委員会

法律の公布に伴い、本条例の制定を提案するもの。

■38号 定住自立圏形成協定の一部変更について

※総務常任委員会

高知市と締結している定住自立圏形成協定を変更することから条例の規定により、議決

を定めるもの。

■39号 南国・香南・香美租税債権管理機構規約の制定について

※総務常任委員会

南国市・香南市・香美市が滞納整理に関する事務を共同処理するため、一部事務組合としての「南国・香南・香美租税債権管理機構」を設立するための規約を制定するもの。

■40号 市有財産の無償貸付けについて

※総務常任委員会

香北町菌床生産組合に行なっている施設の無償貸付けを継続するもの。

■41号 市道の路線の変更について

※産業建設常任委員会

市道「宗目4号線」の延長増により終点位置を変更するもの。

■42号 香美市地域交流施設の指定管理者の

指定を定めるもの。

指定を定めるもの。



ほっと平山



健康センター セレネ

指定について
※総務常任委員会
地域交流施設「ほつと平山」運営委員会を指定管理者として指定するもの。

■43号 平山木工所の指定管理者の指定について
※総務常任委員会
平山地区振興協議会を指定管理者として指定するもの。

■44号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
※教育厚生常任委員会
財団法人アンパンマンミュージアム振興財団を指定管理者として指定するもの。

■45号 泰山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
※教育厚生常任委員会
泰山ふれあいセンターを指定管理者として指定するもの。

■46号 佐古敷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
※教育厚生常任委員会
佐古敷自治会を指定管理者として指定するもの。

■47号 香北健康センターの指定管理者の指定について
※教育厚生常任委員会
株式会社香北ふるさと公社を指定管理者として指定するもの。

■48号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
※総務常任委員会
有限会社アクティブ二十一・物部を指定管理者として指定するもの。

■49号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
※総務常任委員会
有限会社アクティブ二十一・物部を指定管理者として指定するもの。

■50号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
※産業建設常任委員会
株式会社香北ふるさと公社を指定管理者として指定するもの。

■51号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
※産業建設常任委員会

株式会社香北ふるさと公社を指定管理者として指定するもの。

■52号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
※本会議
一般社団法人香美市観光協会を指定管理者として指定するもの。

■53号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
※本会議
一般社団法人香美市観光協会を指定管理者として指定するもの。

■54号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
※本会議
一般社団法人香美市観光協会を指定管理者として指定するもの。

■55号 香美市平山体育館の指定管理者の指定について
※教育厚生常任委員会

西美紀氏を教育委員会委員に任命するもの。

全会賛成にて任命すべきものとなった。

地域交流施設「ほつと平山」運営委員会を指定管理者として指定するもの。

●議案第1号から第38号までと議案第40号から第55号までは全員賛成にて可決。議案第39号は賛成16名、反対5名により可決。

陳情

■1号 香美市営テニスコートの改修に関する陳情書
●調査に不測の日数を要するため継続審査となった。

●教育厚生常任委員会
●調査に不測の日数を要するため継続審査となった。

同意

■1号 教育委員会委員の任命について
西美紀氏を教育委員会委員に任命するもの。

●全会賛成にて任命すべきものとなった。

意見書

■1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について
●賛成9名、反対12名により否決。

■2号 「高校授業料無償化」の継続・拡充を求める意見書の提出について
●賛成5名、反対16名により否決。

■3号 一次産業の再生・振興を求める意見書の提出について
●賛成9名、反対12名により否決。

■4号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の提出について
●賛成5名、反対16名により否決。